

「植栽工事における割増積算について」(昭和56年 6月1日付建設省官技発第228号建設大臣官房技術 参事官通達)に対する質問について(回答)

技術基準の種類:積算

:昭和56年7月1日 通知日

> 事務連絡 昭和56年7月1日

技術管理課長殿

建設省大臣官房技術調査室課長補佐 長井典雄 建設省都市局都市緑地対策室課長補佐 北山武徳

「植栽工事における割増積算について」(昭和56年6月1日付建設省官技発第228号建設大臣官房技術 参事官通達)に対する質問について(回答)

標記については、別紙のとおり回答する。 なお、植栽割増による植替え義務制度の円滑を期すため、植樹保険制度が発足したので別途その 活用方について事務次官から、その取扱いについて都市局長から通達される予定である。

「植栽工事における割増積算について」 昭和56年6月1日付建設省官技発第288号建設 大臣官房技術参事官通達(以下「植栽割増通達」 という。)に対する質問の回答

- 工事請負契約書第36条によるかし担保と設計図書で定めている植替え義務(枯補償)との関
- 同一 工事請員契約書第36景によるかじ担保と設計図書で定めている値質な義務(柘榴慎)との 係はどのようになるのか。 (答)植栽割増による植替え義務は、通常の技術をもって施工しても不可避的なかし以外の原因に よる枯損の復元費を予め植栽割増として平均的に請負代金の中に計上しておき、万一かし以外 の原因で枯損が生じた場合には、請負者の負担で植替えることによって工事の円滑を期すため の制度であり、請負者のかしを救済するものではない。従って、たとえばかし担保期間が2年 間である場合は、植栽割増による植替え義務は1年で消滅するが、かし担保は2年間継続する。
- 問2 植栽割増通達記1中の「設計図書により枯損樹木等の植替えを義務づけされているもの」とはどういう意味か。また、地被植物に係る植栽工事はどのようなものか。 (答)設計図書により枯損樹木等の植替えが義務づけられている植栽工事とは、請負契約約款以外に従来から仕様書又は特記仕様書等の設計図書により枯損樹木等の植替えが義務づけられているような技典である。 るような植栽工事である。

また、植栽割増の対象となる地被植物に係る植栽工事は、芝類、笹類、じゃのひげ等の植栽 事、芝付工等の法面緑化工事をいう。 ただし、既に割増を行っている種子が付工事等の緑化工事は植栽割増の対象とはしない。こ

- の場合枯損した際の植替えの扱いは従前の例による。
- 問3 下記については、植栽割増の対象となるか
 - (1)植栽工事と他の工事が一括発注される場合で、植栽工事が微小な場合 (2)維持工事、補植、張替等の場合 (3)樹木等以外の材料が支給品の場合
- (答)従前から設計図書により枯損樹木等の植替えが義務づけられている場合は、対象となる。
- 問4 特記仕様書等で枯補償が明記されていないものは、明記して割増を行うのか。 (答)原則として、従来から設計図書で植替えを義務づけている工事について割増の対象とする。
- 問5 移植工事(植物材料の支給による工事を含む。)及び根廻工事に植栽割増を適用しないのは
- 何故か。 (答)移植工事等においては植替え条件等が一様ではなく一律の枯損率を算定することができない。 このため割増率は移植工事等を除いた割増率とした。
- 問 6 植栽割増の対象には機械経費は含まれるのか。また、直接工事費の範囲はどのようなもので あるか。
- (答)植栽割増の率は、植栽工事に係る全直接工事費に対する全枯損額の率から算定しているので、 植栽工事に係る直接工事費すべてが割増の対象となる。 植栽工事に係る直接工事費の範囲は次のとおりとする。

(1)材料費 当該植栽工事を施工するのに直接必要な材料の費用とし、具体的には次の例による。 協木、地被植物、支柱材料、土壌改良剤、肥料、目土、幹巻き材料、敷わら材料、目ぐし、 雑品等

(2) 労務費 当該植栽工事を施工するのに直接必要な労務費とする。

- (3)機械経費
 - 当該植栽工事を施工するのに直接必要な機械の使用に要する経費とする。
- 問7 植栽時期によって枯損が異なると考えられるが、それにかかわりなく一律の割増率でよいか。 (答)割増率は、直接工事費に対する枯損被害額から算定した全国平均の率である。従って植栽時 期等にかかわらず割増率は一律である。
- 問8 設計図書において枯損樹木等の植替えの義務づけをしている場合と、していない場合とでは 予定価格が異なり得るのか
- (答)請負者の責に帰さない枯損の植替えを設計図書によって義務づけ、その総費用を植栽割増として計上することによって植替え工事の円滑を期するものとしたものである。 従って植替えを義務づけている場合としない場合とでは契約条件が異なるものであるから予 定価格も異なり得る。
- 植栽割増による植替え義務は仕様書又は特記仕様書でどのように扱うのか。また枯損の判定
- はどうするのか。 (答)植栽割増を見込んだものについては仕様書に「植栽割増通達」記3「植替えの対象とする樹 木等」の趣旨をもり込むものとする。 なお枯死又は形姿不良の判定は従来どおり発注者及び受注者立会の上行うものとする。(参

考 - 1、仕様書又は特記仕様書の例) また、植栽工事にかかる共通仕様書については今後検討することとしている。

- 問10 地被類の枯れの判断はどのように行うのか。
- (答)地被類は樹木と異なり施工状況によって枯れが異なり、その判断は一律にはいかない。従って地被類の枯れの判断は、当該地被類が当該工事の目的に合致しているかどうかを発注者が判 断して行うこととなる。
- 問 1 1
- 問11 塩害、台風による枯損等も植替えの対象とするのか。 (答)干害、塩害、風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては植替えの 対象とする。ただし流失、折損、倒木による枯損は植替えの対象とはならない。
- 問12 枯補償期間における発注者の植替え時期の指示はどのようになるのか。 (答) 植替えの判定は枯補償期間内に受発注者立会の上行い、植替えは受発注者が協議した時期に
- 問13 枯補償期間中の管理は誰れが行うのか。
- (答)引渡しを受けた後であり、その所有者である発注者に善管義務がある。
- (善良な管理者の義務)
 - 従って善管義務の範囲で発注者が管理を行うことになるが、受注者の自主努力による枯損 防止のための維持管理は従来どおりである。

- ている。
- 問15 植栽割増の実施時期はどのようになるのか。 (答)植栽割増通達どおり、昭和56年7月1日以降新規に契約するものについて速かに適用される よう措置されたい。

以上